

第三次館林市地域福祉計画進捗管理報告書

計画年度 平成29年度～平成33年度

第1回評価 平成29年度

館林市地域福祉推進協議会

I 趣 旨

平成28年度に策定した「第三次館林市地域福祉計画」について、計画の策定（P：P l a n）、施策の推進（D：D o）、進捗の評価（C：C h e c k）、見直し・改善（A：A c t i o n）のPDCAサイクルに基づき進捗管理を実施し、効果的な計画の推進を図ることを目的としています。

平成29年度に実施した事業の評価を以下のとおり報告するものです。

【第三次館林市地域福祉計画】

計画期間： 平成29年度から平成33年度までの5年間

基本理念：「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林」

II 評価方法

1 内部評価

庁内17課と社会福祉協議会において、事業実績をもとに自己評価を行い、その内容を館林市地域福祉推進協議会へ報告する。

2 外部評価

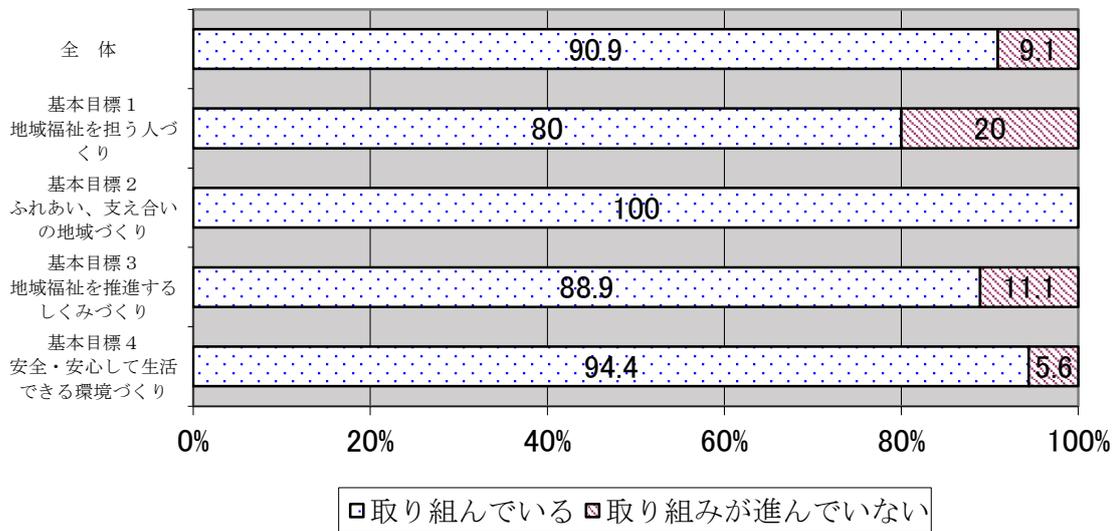
内部評価の結果をもとに、館林市地域福祉推進協議会において意見を聴取し、進捗管理・評価としてまとめ、公表する。

○平成29年度の実施状況について総合的に判断し、運用開始しているもの、着手しているものなど、おおむね取り組んでいるものについては、「取り組んでいる」とし、未着手のものなど取り組みが十分ではないものについては、「取り組みが進んでいない」と評価しました。

III 評価結果

この計画に掲げられている4つの基本目標と12の取組みの方向性ごとに評価をまとめました。全体では「取り組んでいる」が90.9%、「取り組みが進んでいない」が9.1%という結果になりました。基本目標別に見ると、以下のとおりになりました。

評価結果



基本目標1 地域福祉を担う人づくり 【取組割合:80%(10施策中8施策)】

【取組の方向性(1)】福祉教育と啓発活動の推進

福祉教育については、各学校の総合的な学習の時間に福祉問題を取り上げているほか、ふるさとづくり出前講座、公民館各種学級講座など生涯学習の分野でも地域福祉に対する意識の向上を図る取り組みが進められている。また、毎年9月に実施されている福祉パレードなどにより啓発活動も十分に推進されている。

【取組の方向性(2)】地域福祉をリードする人材の発掘と育成

「ちょいボラ」制度の運用や市民活動団体情報誌の発行、小中学生ボランティアスクール、市民活動スキルアップセミナーの開催など、ボランティア参加のきっかけづくりおよび資質向上のための取り組みが図られている。

ボランティア登録制度、カウンセリング入門講座等を通じて、更なる人材の発掘・育成は図られているが、地域活動を担うリーダーの養成、ボランティアの人材バンクの充実には至っていない。

【取組の方向性(3)】 ボランティア団体・NPOへの支援

地域福祉に関わるボランティア団体・NPOに対し、情報提供や活動費補助などの支援が行われている。その他、学校ボランティア活動の促進として福祉協力校の指定や福祉功労者の表彰、「ふくし作文・ポスターコンクール」優秀者の表彰を実施し、福祉意識の醸成が図られている。しかし、ボランティアの需給調整を行うボランティアコーディネーターの配置については取り組みが遅れている。

基本目標 2 ふれあい、支え合いの地域づくり

【取組割合:100%(7施策中7施策)】

【取組の方向性(1)】 地域活動への支援

コミュニティ助成事業、小地域ネットワーク活動、生活支援体制整備事業など地域活動の支援が継続的に行われており、今後も行政区等と協力して進めていく必要がある。また、日常的な見守り体制については、区長、民生委員、地域包括支援センターなど関係機関が連携して、高齢者やこども、障がい者等を見守っていく体制づくりが構築されている。地域福祉の拠点となる総合福祉センター、障がい者総合支援センターのほか、市内に40か所のふれあい・いきいきサロンの設置により、地域住民の交流が図られている。

【取組の方向性(2)】 生きがいづくりと交流の促進

小地域ネットワーク活動への支援のほか、公民館等を会場にした高齢者への会食サービスの実施、ふれあい・いきいきサロンの設置により地域住民の交流が図られている。また、学校での総合的な学習の時間に障がいを持つ方の話を聞く交流活動の実施、保育園や総合福祉センター、障がい者総合支援センターでのイベントに高齢者や地域住民が参加できる取り組みも進められている。

基本目標 3 地域福祉を推進するしくみづくり

【取組割合:88.9%(9施策中8施策)】

【取組の方向性(1)】 多様な主体との連携・協働

社会福祉協議会へ運営費を補助し地域福祉活動の強化、充実が図られている。その他、障がい福祉、高齢者福祉、健康づくり、生涯学習、市民協働のまちづくりなど、福祉の分野を超えた関係機関、団体の情報共有、連携が進められている。

また、市民協働のまちづくりに向けたルールブック「市民協働の指針」を作成し、市民協働のための基本事項が明確化されている。一方で地域福祉課題を解決するために相談の中心を担うべき地域福祉コーディネーターの配置は進んでいない。

【取組の方向性(2)】 相談・情報提供体制の充実

広報紙やホームページ掲載、回覧版やチラシの配布等により、必要な情報を分かりやすく提供する取り組みが進められている。また、総合的な相談支援体制としては、高齢者や障がい者、こども、健康づくり、年金等各担当課内や関連機関、事業所で実施されており、常に窓口、電話等で相談できる体制が整備されている。

【取組の方向性(3)】 権利擁護の推進

平成29年度に「たてばやし後見支援センター」を開設し、成年後見制度への理解や福祉サービスの利用援助や市民後見人の養成に取り組まれている。また、虐待等の防止のために、障がい者虐待防止センターの設置や要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催、高齢者あんしん相談センターの見守りなど関係機関との虐待防止のための仕組みが構築されている。その他、人権に関する講演会の開催や、人権擁護委員と連携し、人権尊重の意識向上が図られている。

基本目標 4 安全・安心して生活できる環境づくり

【取組割合:94.4%(18施策中17施策)】

【取組の方向性(1)】 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進

地域防災計画に基づき自主防災組織の育成、支援のほか、連絡体制の構築、福祉避難所の指定などの災害時体制の整備、防災資機材の整備も進められている。また、災害時要支援者名簿を作成し、民生委員・区長と支援対象者に対する情報共有が行われている。さらに、青少年センター補導員等による非行防止及び防犯パトロールや交通安全対策のための啓発活動や交通安全施設の整備により、安全なまちづくりへの取り組みが進められている。今後は、災害時ボランティアの受入れ体制整備を検討していく必要がある。

【取組の方向性(2)】福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援

地域福祉の拠点である総合福祉センターの有効利用のため、指定管理者制度が導入されている。また、社会福祉法人や介護事業所への指導調査の体制が構築されている。さらに、地域課題の共有や研修を関係機関が連携して実施されているほか、生活困窮者のための貸付制度や経済的自立のための相談・就労支援の実施、広報紙、ホームページ、パンフレットを利用して市民への福祉サービスの情報提供が進められている。

【取組の方向性(3)】健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立

健康教室参加後の自主的な健康づくり活動への支援のほか、「たてばやし健康づくり応援マイレージ」事業の充実、各種健康診査等の受診率向上や未受診者対策にも取り組まれている。さらに、介護予防教室等の開催、妊娠・出産包括支援事業による切れ目のない支援も実施されている。また、地域包括ケアシステムの推進や「在宅医療介護連携相談センターたておう」が開設されたことによって保健、医療、福祉の連携も進められている。

【取組の方向性(4)】バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

現在、新たなまちづくりの指針となる「館林市立地適正化計画」の策定が進められている。市公共施設等の整備については、概ねバリアフリー化されているが、建

築時期が古い公共施設では十分な対応が難しい点もある。また、介護予防や心身機能の低下に対応した住環境整備のための住宅改修への支援にも取り組まれている。

移動交通の手段として近隣四町と広域公共路線バスの運行のほか、障がい者等の社会活動の便宜を図るため、タクシー料金の一部を補助し、外出支援の一端を担っている。